

令和7年度 部活動に係る活動方針

岩手県立花巻北高等学校

1 活動の方針

- (1) 健全な心身の育成と豊かな感性を育み、好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) スポーツ・文化芸術に関する資質や能力の向上を図る。
- (3) 生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤を作る。
- (4) 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりするものではない。

2 活動時間及び休養日

- (1) 平日の活動時間は18:30までとし、18:50には下校を完了する。
- (2) 休日または長期休業中の部活動は原則として午前または午後の半日とする。
- (3) 週あたり1日以上 of 休養日を設定する。
 - ※休養日は部毎に設定し、年間平均で週あたり2日(=約104日)の休養日の設定に努める。
(査期間の休養日は年間約47日、学校閉庁日約9日、週1日休養日で年間約44日、他、約4日間の休養日を設ける)
 - ※大会等のため、設定した休養日に活動する場合には、代替日を確保する。
- (4) 査査1週間前の部活動停止期間および査査期間に練習する場合は「査査期間中の部活動願」を提出して許可を得る。なお、その際の活動時間は1時間以内とし、原則として土曜日、日曜日、祝日は許可しない。

3 その他

- (1) 勝利や入賞のみを重視した過度な練習を強いることがないように、生徒の健康面やバランスのとれた生活に配慮した適切な活動時間を設定する。
- (2) 生徒の人権を無視した体罰、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、言葉の暴力については絶対にしない。
- (3) 各部顧問は年間並びに毎月の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会日程等)を作成し、当該部の生徒・保護者に情報提供する。
- (4) 部活動中の安全を確保するために、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と等と連携・協力し、発達の個人差や成長期の体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。